

## 1 パブリックコメント結果

- (1) 実施時期 平成24年1月23日(月)から2月23日(木)まで
- (2) 閲覧方法 福祉課及び福祉の家窓口、市情報コーナー、市ホームページ  
※市内にある障害関係団体14か所へ周知(事業所6か所、関係団体8か所)
- (3) 提出方法 持込み、郵送、FAX、電子メール
- (4) 意見件数 0件

## 2 愛知県意見に伴う主な変更点

障害者自立支援法第88条第7項に基づき実施。

(市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない)

- (1) 「入院中の精神に障がいのある人の地域生活のへ移行」に関する目標値について  
(計画案22頁、23頁)

愛知県意見：第2期計画で記載する事項であったこちらの事項は、第3期計画では市町村計画においては数値目標を設定することとはなっていないので、修正してください。

→項目及び表を削除

- (2) 地域生活支援事業の必須事業について(24頁、32頁、33頁)

愛知県意見：障害者自立支援法の改正により、平成24年4月から成年後見利用支援事業が必須事業となることに留意してください。

→32頁上段表の一部を削除し、33頁に成年後見制度利用支援事業を追記

- (3) 計画相談支援、地域相談支援目標数値の修正(30頁)

→県より入院中精神障害者の見込者数の通知があったため、数値を修正

## 3 その他

- (1) 障害者自立支援法の廃止が不透明のため、文章表記削除(1頁、3頁、5頁)

- (2) 市内の事業所数(計画相談支援)の訂正(30頁)

→新たに実施予定の事業所があるため

- (3) 文字表記等の整理及び統一

- (4) その他